

全国海運組合連合会
平成23年度内航海運税制要望事項

22. 3. 12
第99回総務委員会

当委員会は、標記につき下記の通り取りまとめましたのでご報告致します。

記

①船員の所得税及び地方税の減免措置

理由：現行所得税法上、船員については、外航及び内航等に拘わらず国内に生活の本拠たる住所を有することから「居住者」として納税義務者に位置づけられております。しかし、その勤務態勢から一般の者と異なり満足なる国及び自治体の行政サービスが受けられない境遇にあります。

尚、イギリス、フランス、ドイツ、ノルウェー、オランダ、デンマーク等の諸国においては、船員所得税の減免・軽減措置があり、我が国においても船員（内航、外航、水産を問わず）については、例えば「準居住者制度」を新たに設け税の減免措置を講じられますよう要望致します。

②租税特別措置法に定める内航海運関係税制の期限延長並びに法人税・所得税への恒久措置

理由：内航海運税制のその大半は、租税特別措置法（措置法）に位置づけられておりますが、措置法上の税制は、毎年存続、廃止等の見直しがあり、甚だ不安定な状況にあります。申すまでもなく措置法に定めがある船舶の特別償却制度、特定事業資産の買い換え制度、船舶の修繕準備金制度及び船舶取得における中小企業投資促進税制は、経営上必要不可欠な制度であり、措置法から法人税法・所得税法への恒久措置を講じられますよう要望致します。

③地球温暖化対策税（環境税）の免除措置

理由：政府は現在平成23年度の導入に向けて制度設計の方針にありますが、内航海運業界は、これまで石油石炭税として平成20年度には約50億円を納付しており、新たに環境税が導入されますと更に経営上極めて大きな負担となることから危殆に瀕する状態になります。現行において石油石炭税の減免措置がある外航海運のボンド油、農林漁業用のA重油の還付制度、トラック業界の軽油引取税の還付制度があります。環境面で低炭素化に貢献する内航業界には環境税が導入された場合には、ぜひ免除措置が講じられますよう要望致します。

以上

内 航 海 運 税 制 に つ い て

平成22年3月1日現在

	税 制	対 象	特例措置	適用期限	根拠法
国 税	船舶の特別償却	内航環境低負荷船 うち、 * 著しく環境負荷低減に資する内航船舶	16%特別償却 * 18%特別償却	H23.3.31 個人・法人	租税特別措置法 第11条(個人) 第43条(法人)
	中小企業者の機械等の特別償却又は税額控除(中小企業投資促進税制)	内航貨物船 (取得価額の75%)	30%特別償却 7%税額控除(個人及び資本金3,000万円以下の法人)	H22.3.31 但し今国会で可決されると H24.3.31 まで2年間延長となる 個人・法人	租税特別措置法 第10条の3(個人) 第42条の6(法人)
	特定事業用資産の買換え等の場合の課税標準の特例措置	船舶→船舶(新造船又は環境負荷低減型の船舶) 内航貨物船→減価償却資産	圧縮記帳 (譲渡差益の80%)	個人 23.12.31 法人 23.3.31	租税特別措置法 第37条の1~4(個人) 第65条の7~9(法人)
	船舶の特別修繕準備金		特別修繕費の3/4	—	租税特別措置法 第20条の4(個人) 第57条の8(法人)
地方 税	固定資産税の課税の特例	内航船舶	課税標準1/2	—	地方税法 第349条の3(個人・法人)

平成22年度

内航海運税制重点要望について

日本内航海運組合総連合会
会長 上野 孝

○ 租税特別措置の期限延長または制度の恒久化の要望

内航貨物船の現状は、長期に亘る運賃・用船料の低迷に加え、建造船価の高騰もあって法定耐用年数を超えた老朽船の比率が約7割となっており、安全運航と環境対策の面からも早急に代替建造を促進し、内航海運の競争力を強化する必要があることから以下の税制措置の期限延長又は恒久化を要望します。

(1) 中小事業者が内航貨物船を取得した場合の特別償却及び税額控除制度 (中小企業投資促進税制)

- ・ 基準取得価格の30%の特別償却または税額控除7%
(基準取得価格は実際の取得価格の75%)

(適用期限は平成22年3月31日まで)

(2) 内航海運事業者が取得した船舶に係る特別償却制度

- ・ 内航環境低負荷船：取得価格の16%の特別償却
- ・ 著しく環境負荷低減に資する内航船舶：取得価格の18%の特別償却

(適用期限は平成23年3月31日まで)

(3) 特定事業用資産の買換え等の場合の課税標準の特例措置

- ・ 船舶から船舶（新造船または環境負荷低減船の取得）及び内航貨物船から他の減価償却資産に買換えた場合の譲渡差益の80%の圧縮記帳

(適用期限は平成23年3月31日まで)

(4) 船舶の特別修繕準備金制度

- ・ 船舶安全法の規定により5年に1度の定期検査が義務化されており、その際に多額の修繕費用を要することから、それに備えた積み立て(特別修繕費の3/4)であり、安全を担保する上で必要な制度

(適用期限なし。)

○ 新規の要望事項

1. 内航船舶の用に供する燃料油に係る石油石炭税の特例措置の創設

- ・ 陸上のトラック輸送に比べ環境負荷が少なく輸送効率に優れた海上輸送へのモーダルシフトを推進する観点から内航船にかかる石油石炭税の減免または還付制度を創設されたい。

[例：農林漁業用の A 重油には還付制度があり、また、外航船は非課税の燃料油（いわゆるボンド油）を使用している。]

2. 内航環境低負荷船に係る税制の特例措置の創設

- ・ 内航海運は、トラック輸送に比べエネルギー効率のはるかに優れた輸送機関であり地球温暖化対策に大きく貢献しているが、近年の国内景気の急激な収縮の影響により内航船の代替建造が停滞しており、このまま放置すれば内航船舶の老朽化がますます進行し、安全で安定的な輸送の確保にも支障を生ずることが懸念されている。環境に優れた環境低負荷船への代替建造を促進する観点から、スーパーエコシップ等、特に環境性能の高い船舶について次の施策を講じられたい。

(1) 登録免許税(国税)を現行の1/2に軽減

現行：船舶の価格 × 4 / 1,000

(2) 固定資産税(地方税)を現行の1/2の1/4に軽減

(外航船は現在1/6となっている。)

現行：課税標準額(=船価×1/2) × 1.4 / 100 (一般)

3. 中小企業投資促進税制の延長(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者がトラック(車両総重量 3.5 t 以上)、内航貨物船(所得価額の 75%が対象)、機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度を2年延長する。

○所得税・法人税：特別償却 30%又は税額控除 7%

(対象設備：トラック、内航貨物船、機械装置、器具備品、ソフトウェア)

◎ 昨年は燃油価格の高騰によるコスト増、最近は景気悪化による荷動きの減少等により、トラック事業、内航海運業等の経営は極めて厳しい状況。

◎ 貨物車両の平均使用年数は増加傾向、内航貨物船は老朽化が進行

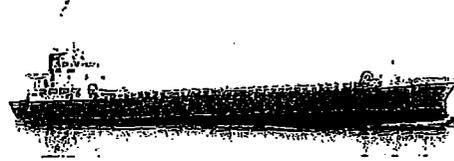
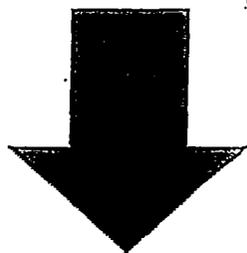
・トラックの平均使用年数

〈 10.92(平成14年) → 11.47(平成18年) → 11.72(平成20年) 〉

・内航貨物船の老朽化率(船齢14年以上)

〈 48%(平成14年) → 61%(平成18年) → 69%(平成20年) 〉

トラック車両、内航貨物船等の導入・代替の促進



- トラックの代替促進により、環境負荷の軽減等に寄与
- 老朽船の代替建造を通じ内航海運の効率化、環境負荷低減等に寄与
- 幅広い関連業界への経済波及効果を通じて中小企業の景気回復に寄与

【その他の要望事項】

○試験研究費の総額に対する税額控除制度の2年延長(所得税、法人税、法人住民税)

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特例措置について見直しを行った上、2年延長(登録免許税)

平成21年12月24日

理事・監事・相談役各位
組合・連合会・支部各位

全国海運組合連合会

拝啓 時下、益々ご清栄のことと存じ上げます。

平成22年度内航海運税制要望結果について、ご報告

さて、早速ながら標記につきまして、総連合会は、要望事項を取りまとめ、これまで民主党を始め国土交通大臣、海事振興連盟等々への陳情を重ねて参りましたが、政府は、去る22日税制改正大綱を決定し、即同日に閣議決定されましたので簡単ながら取り急ぎ以下の通りご報告申し上げます。

- ①まず総連合会は、平成22年度内航税制要望事項として、P 1～2の各項目を要望を致しました。
- ②この結果、政府はP 3～4の如く決定致しました。
この内、内航海運は、多くの要望を致しましたが、残念ながらこれまで税制である「中小企業投資促進税制」の期限延長について平成22年3月31日迄の期限であったものが、平成24年3月31日迄、2年延長されることとなりました。

この内容は、中小事業者（対象事業者：青色申告書を提出する中小事業者等で資本金が1億円以下の法人、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人）が内航貨物船を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）であります。

- ③尚、ご参考までに平成21年4月1日現在の内航海運税制について（一覧表）は、別紙P5の通りであります。

敬具

追記

今後、平成23年度の税制改正要望事項の取りまとめを行うため、ご要望事項がございましたら別紙で2月上旬までに当会宛ご回報願ひ上げます。
これを受け関係委員会、部会等でご検討を頂き総連合会等へ提案して行きたいと存じます。

以上
(高木)

平成23年度内航海運税制要望事項回答内容取りまとめ

- ①内航船員の所得税及び地方税の免除を要望
(理由：船員不足に対応して、税の免除が実現すれば募集時に優位性に立つ)
- ②現在の措置法の関係税制の期限延長を要望
- ③措置法上の関係税制の期限延長と制度の恒久化を強く要望
(理由：中小企業にとって不可欠となる制度創設は、ぜひ交渉と要望推進方を願う)
- ④総連合会の前年度新規要望事項である石油石炭税の特例措置の要望及び内航環境負荷船に係る登録免許税(国税)及び固定資産税(地方税)の軽減要望
(理由：モーダルシフトの推進、老齢船の代替促進のため、又固定資産税は本当に高すぎる内航船は待機や休養のため満足に接岸できる場所も港もないのに税金ばかり取られ情けない)
- ⑤建造納付金が任意償却が出来るよう要望
(*従前、引当資格は、営業権償却(任意償却)が、可能であった)
- ⑥建造納付金の営業権処理が出来るよう要望
(理由：現在の船価計上による法定耐用年数償却は、承知するも納付時点から償却実施による節税対策により、新船建造の意欲が高まる)
- ⑦固定資産税(地方税)を現行の課税標準1/2から1/4に軽減要望
- ⑧登録免許税(国税)を現行の4/1000から2/1000に軽減方要望
- ⑨特別修繕準備金制度の税法上の恒久化要望
(理由：現在本制度は、措置法上にあり適用期限は無いものの廃止される可能性も高く不安定な位置づけにある。ついて、本制度を法人税法に置き制度の恒久化を求む。船舶安全法上定期検査が義務化されている船舶について、支出に備えた積み立ては、経営上必要不可欠、従って本制度を法人税法に位置づけし恩典の恒久化の実現化を求む)

以上

マニフェスト 政策各論

「国民の生活が第一。」の政治を実現するため、
民主党は、次に掲げる主要な政策を着実に、速やかに実行します。
このマニフェスト政策各論は、「税金のムダづかい」を一掃し、
明日の日本を切り開く具体的処方箋です。

(この政策各論の詳細は、民主党のホームページをご覧ください。http://www.dpj.or.jp/)

1 ムダづかい

1. 現在の政策・支出を全て見直す

【政策目的】

- 自民党長期政権の下で過剰に蓄積された族議員、殿が閣の既得権益を一掃する。
- 政策コスト、調達コストを引き下げる。
- 【具体策】
- 「行政刷新会議（仮称）」で政府の全ての政策・支出を、現場調査、外部意見を踏まえて、検証する。
- 実施方法・調達方法を見直し、政策コスト、調達コストを引き下げる。
- 不要不急の事業、効果の乏しい事業は、政治の責任で凍結・廃止する。

2. 特別会計、独立行政法人、公益法人をゼロベースで見直す

【政策目的】

- 財政を透明にして、国民の政治に対する信頼を高める。

- 税金のムダづかいを根絶する。

【具体策】

- 特別会計をゼロベースで見直し、必要不可欠なもの以外は廃止する。
- 独立行政法人の実施する事業について、不要な事業や民間で可能な事業は廃止し、国が責任を負うべき事業は国が直接実施することとして、法人のあり方は全廃を含めて抜本的に見直しを進める。
- 実質的に国が関与する天下り団体となっている公益法人は原則として廃止する。公益法人との契約関係を全面的に見直す。

3. 国が行う契約を適正化する

【政策目的】

- 政策コスト、調達コストの引き下げで税金のムダづかいを根絶する。
- 政府調達をオープンにして、多くの国民が参加できるようにする。

【具体策】

- 公務員OBを官製防共防止法の適用対象にする。
- 随意契約、指名競争入札を実施する場合には、徹底的な情報公開を義務付ける。
- 契約の事後的検証と是正措置を担う「政府調達監視等委員会」を設置する。

4. 公務員制度の抜本改革の実施

【政策目的】

- 公務員に対する信頼を回復する。
- 行政コストを適正化する。
- 労働者としての公務員の権利を認め、優秀な人材を確保する。

【具体策】

- 2008年に成立した「国家公務員制度改革基本法」に基づき、内閣の一元管理による新たな幹部職制度や能力・実績に応じた処遇などを着実に実施する。
- 定年まで働ける環境をつくり、国家公務員の天下りのあっせんは全面的に禁止する。
- 地方分権推進に伴う地方移管、国家公務員の手当・退職金などの水準、定員の見直しなどにより、国家公務員の総人件費を2割削減する。
- 公務員の労働基本権を回復し、民間と同様、労使交渉によって給与を決定する仕組みを作る。

5. 政と官の関係を抜本的に見直す

【政策目的】

- 政治主導を確立することで、真の民主主義を回復する。

【具体策】

- 与党議員が100人以上、大臣・副大臣・政務官等として政府の中に入り、中央省庁の政策立案・決定を實質的に担う。
- 政治家と官僚の接触に係わる情報公開などで透明性を確保する。

6. 企業団体献金・世襲を禁止する

【政策目的】

- 政治不信を解消する。
- 多様な人材が政治家になれる環境を整備する。

【具体策】

- 政治資金規正法を改正し、その3年後から企業団体の献金及びパーティー券購入を禁止する。
- 当面の措置として、国や自治体と1件1億円以上の契約関係にある企業等の政治献金・パーティー券購入を禁止する。
- 個人献金を普及促進するための税制改革を実施する。
- 現職の国会議員の配偶者及び三親等以内の親族が、同一選挙区から連続して立候補することは、民主党のルールとして認めない。
- 政治資金を取り扱う団体を親族に引き継ぐことは、法律で禁止する。
- 辞職中傷の抑制策、「なりすまし」への罰則などを講じつつ、インターネット選挙活動を解禁する。

7. 国会議員の定数を削減する

【政策目的】

- 行財政改革を進めるとともに、政権交代が実現しやすい選挙制度とする。
- 【具体策】
- 衆議院の比例定数を80削減する。参議院については選挙制度の抜本的改革の中で、衆議院に準じて削減する。

8. 税金の使い道をすべて明らかにする

【政策目的】

- 税金の使い道をすべて明らかにして、国民のチェックを受ける。
- 決算を予算に反映させ、政策評価を徹底する。

【具体策】

- 予算編成過程を原則公開するとともに、執行を厳格に管理する。
- 決算に関する情報公開を徹底するとともに、提出時期を前倒しすることで予

算との連動性を高める。

- 一般会計・特別会計について、企業会計に準じた財務書類の作成、国会提出を法定化する。

9. 公平で、簡素な税制をつくる

【政策目的】

- 税制の既得権益を一掃する。
- 租税特別措置の効果を検証し、税制の透明性、信頼性を高める。

【具体策】

- 租税特別措置の適用対象を明確にし、その効果を検証できる仕組みをつくる。
- 効果の不明なもの、役割を終えた租税特別措置は廃止し、真に必要なものは「特別措置」から「恒久措置」へ切り替える。

2 子育て・教育

10. 出産の経済的負担を軽減する

【政策目的】

- ほぼ自己負担なしに出産できるようにする。

【具体策】

- 現在の出産一時金（2009年10月から42万円）を見直し、国からの助成を加え、出産時に55万円までの助成をおこなう。
- 不妊治療に関する情報提供、相談体制を強化するとともに、適応症と効果が明らかな治療には医療保険の適用を検討し、支援を拡充する。

【所要額】

2000億円程度

11. 年額31万2000円の「子ども手当」を創設する

【政策目的】

- 次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する。
- 子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくる。

【具体策】

- 中学卒業までの子ども1人当たり年31万2000円（月額2万6000円）の「子ども手当」を創設する（平成22年度は半額）。
- 相対的に高所得者に有利な所得控除が

ら、中・低所得者に有利な手当などへ切り替える。

【所要額】

5.3兆円程度

12. 公立高校を実質無償化し、私立高校生の学費負担を軽減する

【政策目的】

- 家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生・大学生が安心して勉学に打ち込める社会をつくる。

【具体策】

- 公立高校生のいる世帯に対し、授業料相当額を助成し、実質的に授業料を無料とする。
- 私立高校生のいる世帯に対し、年額12万円（低所得世帯は24万円）の助成を行う。
- 大学などの学生に、希望者全員が受けられる奨学金制度を創設する。

【所要額】

9000億円程度

13. 生活保護の母子加算を復活し、父子家庭にも児童扶養手当を支給する

【政策目的】

- ひとり親家庭の自立を支援する。

【具体策】

- 2009年度に廃止された生活保護の母子加算を復活する。
- 母子家庭と同様に、父子家庭にも児童扶養手当を支給する。
- 5年以上の受給者等を対象に行っている児童扶養手当の減額制度を廃止する。
- 在宅就労の促進、保育所の優先入所、離婚時の養育費支払の履行確保などの総合的な支援策を講じる。

【所要額】

500億円程度

14. 保育所の待機児童を解消する

【政策目的】

- 徹底的に行政になっている子どもに関する施策を一本化し、質の高い保育の環境を整備する。

【具体策】

- 小・中学校の余裕教室・廃校を利用した認可保育所分園を増設する。
- 「保育ママ」の増員、認可保育所の増設を進める。
- 「子ども家庭省（仮称）」の設置を検討

【別紙1】

租税特別措置の見直しに関する基本方針

1. 見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で241項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。

2. 見直しの方針（「ふるい」）

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- (1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する（サンセット）。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として3年以下の期限を付して存続させることを検討する。
なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を20年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。
- (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。
なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則

を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。

- (3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

以上

(別添)

政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 - 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
 - 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 - 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 - 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。

- 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 - 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 - 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。

※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。

各国租税制度比較

平成19年5月18日
国土交通省海事局・第3回国際海上輸送部会

平成18年9月現在

国名	税制	固定資産税	登録免許税 (含手数料)	5年間の償却可能範囲 (含特別償却等)	償却方法 (定率法)	法人税率	船員所得税等
日本	噸数標準税	課税	課税 (100)	61% (特償18%含む)	14.2%	30.0%	—
イギリス	噸数標準税	非課税	課税 (0.2~1)	76%	25.0%	30.0%	減免
フランス	噸数標準税	非課税	課税 (16~43)	94%	31.25%	33.3%	軽減
アメリカ	噸数標準税	州により 課税	州により 課税	84%	20.0%	35.0%	—
ノルウェー	噸数標準税	非課税	課税 (5~19)	53%	14.0%	28.0%	軽減
オランダ	噸数標準税	非課税	課税 (1~3)	58%	12.0% ~16.0%	29.6%	減免
デンマーク	噸数標準税	非課税	課税 (1)	52%	12.0%	28.0%	減免
ドイツ	噸数標準税	課税 (不動産税)	課税	76%	16.7%	25.0%	軽減

- (注) 1. トン数標準税とは、船舶のトン数に基づいて一定のみなし利益を算定する課税標準の特例である。
 2. 登録免許税の括弧内の数値は、日本の税額を100とした場合の各国の指数である(船種毎にモデル化し試算)。
 3. 日本の登録免許税は、軽減後(課税標準の4/1000→2.5/1000)である。
 4. 日本の償却方法は、外航貨物船を対象としている。

報道発表資料

平成22年3月12日

地球温暖化対策基本法案の閣議決定について(お知らせ)

地球温暖化対策基本法案が、本日3月12日(金)に閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 趣旨

地球温暖化問題に対処するため、鳩山内閣総理大臣は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガスの排出量を2020年までに25%削減することを目指すことを表明した。また、我が国は、更に長期的な観点から2050年までに80%削減することを明らかにしているところである。

これらの中長期目標を達成するためには、あらゆる政策を総動員することが必要であり、総動員される政策を体系的に明らかにすることが重要である。さらに、2013年以降の次期枠組みづくりのための国際交渉に向け、我が国の地球温暖化対策の基本的な方向性を法律として明示することも重要である。

このような状況を踏まえ、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定める「地球温暖化対策基本法案」を閣議決定し、第174回通常国会に提出するものである。

2. 地球温暖化対策基本法案の概要**(1) 基本原則**

地球温暖化対策として、次の原則を定める。

- ・ 新たな生活様式の確立等を通じて、豊かな国民生活と経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量を削減し、吸収作用を保全・強化することができる社会を構築すること。
- ・ 国際的協調の下に積極的に推進すること。
- ・ 地球温暖化の防止等に資する研究開発・成果の普及が図られるようにすること。
- ・ 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定化が図られるようにすること。
- ・ 生物の多様性の保全、防災、食料の安定供給の確保、エネルギーに関する施策等に関する施策との連携を図ること。
- ・ 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得ること。 等

(2) 責務

国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。

(3) 温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標

温室効果ガスの排出量について、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに1990年比で25%削減する。また、2050年までに1990年比で80%を削減する。

再生可能エネルギーの供給量について、2020年までに一次エネルギー供給量に占める割合を10%に達するようにする。

(4)

地球温暖化対策の基本となる事項

[1] 基本計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定する。

[2] 基本的施策

国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し、再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設という主要な3つの制度の構築に加え、原子力に係る施策、エネルギーの使用の合理化の促進、交通に係る施策、革新的な技術開発の促進、教育及び学習の振興、自発的な活動の促進、地域社会の形成に当たっての施策、吸収作用の保全・強化、地球温暖化への適応、国際的協調のための施策等について定める。

(5) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(3)のうち中期目標については、政令で定める日から施行する。

添付資料

- [地球温暖化対策基本法案の概要\[PDF 165KB\]](#)
- [案文\[PDF 208KB\]](#)
- [理由\[PDF 44KB\]](#)
- [要綱\[PDF 187KB\]](#)
- [新旧対照条文\[PDF 254KB\]](#)
- [参照条文\[PDF 206KB\]](#)

連絡先

環境省地球環境局地球温暖化対策課

代表: 03-3581-3351

直通: 03-5521-8355

環境保全対策課長: 瀬川 俊郎(6740)

地球温暖化対策課長: 高橋 康夫(6770)

課長補佐: 富安 健一郎(6774)

担当: 村井 啓朗(6745)